

議事日程第1号

令和5年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和5年3月2日（木）

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
1) 事務報告
2) 監査の結果報告
3) 陳情の受理等報告
4) 所管事務調査の結果報告
- 日程第4 行政報告
1) 町長行政一般の事務報告
- 日程第5 議案第 2号 令和4年度錦江町一般会計補正予算（第10号）について
（町長提出）
- 日程第6 議案第 3号 令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）について
（同上）
- 日程第7 議案第 4号 令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第3号）について
（同上）
- 日程第8 議案第 5号 令和4年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計
補正予算（第3号）について
（同上）
- 日程第9 議案第 6号 令和4年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）
特別会計補正予算（第3号）について
（同上）
- 日程第10 議案第 7号 令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算
（第4号）について
（同上）
- 日程第11 議案第 8号 令和4年度錦江町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第2号）について
（同上）
- 日程第12 議案第 9号 錦江町議会の個人情報保護に関する条例に
ついて
（同上）

日程第13 議案第10号 錦江町個人情報の保護に関する法律施行条例について
(町 長 提 出)

日程第14 議案第11号 錦江町情報公開条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第15 議案第12号 錦江町情報公開・個人情報保護審査会条例について
(同 上)

(日程第12 議案第9号から日程第15 議案第12号までを一括上程)

日程第16 議案第13号 錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第17 議案第14号 錦江町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)

日程第18 議案第15号 錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例に
ついて
(同 上)

日程第19 議案第16号 錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例について
(同 上)

日程第20 議案第17号 錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例の一部を改正
する条例について
(同 上)

日程第21 議案第18号 指定管理者の指定について
(同 上)

日程第22 議案第19号 指定管理者の指定について
(同 上)

日程第23 議案第20号 町道の路線認定について
(同 上)

日程第24 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
(同 上)

日程第25 議案第21号 令和5年度錦江町一般会計予算について
(同 上)

日程第26 議案第22号 令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に
ついて
(同 上)

- 日程第27 議案第23号 令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第28 議案第24号 令和5年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算について
(同上)
- 日程第29 議案第25号 令和5年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算について
(同上)
- 日程第30 議案第26号 令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
(同上)
- 日程第31 議案第27号 令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について
(同上)

(日程第25 議案第21号から日程第31 議案第27号までを一括上程、提案理由を含めて町長の施政方針について説明、総括質疑のあと、予算審査特別委員会へ付託)

散 会

令和5年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和5年3月2日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏 郎		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	坪内 裕 二 郎	会計管理者兼会計課長	鳥 越 幸 一
未来づくり課長	中 島 裕 二	住民生活課長	川 路 洋 志
政策企画課長	高 崎 満 広	観光交流課長	木 下 勝 幸
介護福祉課長	笹 貫 新 一 郎	産業建設課長	荒 木 義 文
健康保険課長	猪 鹿 倉 勝 志	教育課長	菖 蒲 洋 二
住民税務課長	落 司 毅	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	内 木 場 博 之
建設課長	宮 園 守	総務課総務係長	山 王 洋 介
<small>産業振興課長兼 農業委員会局長</small>	池 之 上 和 隆	総務課財政管係長	今 村 学
職務のため出席した者			
議会事務局長	永 吉 和 幸		

令和5年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和5年3月3日（金）午前10時00分
錦江町議会議場

	(開会・開議)
○笹原議長	皆さんおはようございます。ただいまから、令和5年第1回錦江町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。
	(日程報告)
○笹原議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、11番、中野君、1番、久保君を指名します。
	日程第2 会期決定の件
○笹原議長	日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は本日から3月17日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの16日間に決定しました。
	日程第3 諸般の報告
○笹原議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。</p> <p>次に監査委員から令和4年12月20日、令和5年1月20日、2月21日実施の例月出納検査の結果報告書、令和5年1月18日から19日実施の補助団体等に関する監査結果報告書、令和5年1月18日から19日実施の備品監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。</p> <p>次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりとしましたので報告します。</p> <p>次に、総務厚生常任委員長が実施しました所管事務調査の結果について、委員長からの報告を求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。</p>
○浪瀬総務 厚生常任委 員長	はい。
	(浪瀬総務厚生常任委員長 登壇)

<p>○ 浪瀬 総務 厚生 常任委 員長</p>	<p>おはようございます。総務厚生常任委員会、所管事務調査の結果をご報告申し上げます。</p> <p>本委員会において、所管事務調査を実施したので、その経過と結果について報告します。</p> <p>1. 調査事件</p> <p>調査事件としまして、コロナワクチン接種についてであります。この調査事件は、令和3年5月から令和5年2月、約2年間にわたって、調査をしてまいり、お配りした報告書のとおりでありますので、その概要について報告をさせていただきます。</p> <p>2. 調査の経過</p> <p>調査の結果につきましては、令和3年5月19日から、令和5年2月8日にかけて、猪鹿倉健康保険課長ほか、関係チームリーダーや担当者の出席を求め、都度コロナワクチンの接種状況等について説明を受けました。</p> <p>3. 調査の結果または概要</p> <p>調査の結果または概要につきましては、調査の初期段階では、医療従事者のワクチン接種の実績や錦江町の新型コロナウイルスに対するワクチン接種事業計画や65歳以上に対する接種予定者、ワクチンの配分計画、並びに接種計画並び、第1回目と第2回目の予約受付状況について、説明がありました。</p> <p>3ページになりますが、委員から「予約については、大変心配していたが、ボランティアなどの支援があり、大変ありがたかった。第2回目の予約については、現在70%の方が予約されているとのことであるが、残り30%については、予約されていない原因について把握しているのか。」の質疑に、「近くの医療機関で接種希望、接種するかどうか様子を見ている。予約は取ったが、基礎疾患があるので、病院や施設への入院、入所したなどがあり、5月に予約が取れなかった方は、ダイレクトに案内状を送付している。また、鹿屋市の医療機関がかかりつけの方については、医師の配慮により接種された方もいる。」「接種していない方の個人情報保護は、どうなるのか。」の質疑に「国で一元管理して、住所異動等を考慮して、登録することになっている。町では、健康管理システムで管理していくので、個人情報もしっかり守っていく。」「16歳以下の接種は将来的にどうなっているのか。」の質疑に「現在はワクチンの安全性が確認された16歳以上が対象になっている。国からの通知に基づき、今後対応していきたい。」</p> <p>3ページの下段になります。「本町での副作用の実態は。」の質疑に、「集団接種会場においては、インフルエンザなどと違い、コロナワクチンということで、重篤な方はおられなかったが、緊張のあまりめまいがするとか、気分が悪くなったという方はおられたが、休んでもらった後、帰ってもらった</p>
----------------------------------	--

ことはあった。また、医療機関での接種では、多少じんましんが出たということはあるが、重篤な症状の方がいらっしやらなかったと聞いている。」「6回目のワクチンが残った場合は、どのような対応をしたのか。」の質疑に「役場職員、町外の教職員等にキャンセル枠に登録してもらい、廃棄が出ないように最大限の努力をしてきた。担当の職員には感謝をしている。」などが出されました。

次に、4ページ中段になります。4回目の接種計画については、60歳以上の人または18歳以上60歳未満の人で、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高い医師が認める方になっており、令和4年7月4日から接種できるとの説明を受けました。委員から、「ワクチンは製薬会社をミックスしたほうが効果があると国は言っているが、事実に基づくのか。」の質疑に「ワクチンの混用については、3回目から別なものにすると、効果があると国はしている。4回目接種の際は、周知する。」「まだ誰も接種を受けていない家庭がある。対策は。」との質疑に「体質的なもの、基礎疾患がある方など、居るので積極的な接種勧奨を行う計画はない。まだ、1、2回目を受けていない方からの相談を受ける体制は取っている。」「感染者は、抗体ができると思うが、どの程度間隔を空け、次の接種をすればいいのか。また、新型コロナワクチン接種のため、肺炎球菌ワクチンを受けられなかった人は補助対象外となるのか。」の質疑に、「感染から3か月空けることを推奨している。肺炎球菌ワクチンは5年周期から外れると、補助対象外となる。」などが出されました。

5ページになります。5歳から11歳への3回目追加接種感染者の療養期間、療養期間中の食糧支援物質、感染後の後遺症発生届の限定の取扱いについて、新たなワクチンであるオミクロン株対応ワクチンの接種については、初回接種した12歳以上の全ての町民の方が、対象者ということや全数把握の見直しに伴い、市町村ごとの感染者数の報告がなくなることに伴い、県からの市町村別の発表ができないとの説明を受けました。

委員からは、「感染後の後遺症について、重症の方もいるはずだが、医療的な対応や経済的な対応をした例はないか。」の質疑に、「後遺症については、県が指定した医療機関の専門医を受診するか、かかりつけ医に相談をされるか、保健所や健康保険課に相談をしてほしい。経済的なことについては、医療保険の傷病手当金等の支援体制がある。」「町内の感染者に対する対応できる医療機関は。」の質疑に、「入院が必要な場合は、肝属郡医師会立病院が病床を確保しているほか、宿泊療養となった場合は、鹿屋市に確保してある。満床になった場合は、地区外の医療施設になる。」「ひとり暮らしの方が感染し、食糧調達が難しい。町独自での食料提供はできないか。」の質疑に、「相

互扶助や県の支援を利用してほしい。」

次に、6ページになります。「町民に感染防止等の情報提供をしてきたが、全数把握がなくなったことにより、情報不足で町民が安心して生活できなくなるのでは。」の質疑に、「感染者の感染状況は、定点把握になったが、保健所から感染情報が届く。新型コロナウイルス感染症は、緊急性もあるので、地域別において、感染が拡大の傾向がある場合は、県の対策本部会議を通じて情報は届くと考えられるので、情報が届いた場合は、防災行政無線等を通じて情報提供し、更なる感染防止を徹底したい。」などが出されました。

新型コロナワクチン接種は、令和3年2月から第1回目の接種が、国主導の感染予防対策、重症化予防対策として始まり、令和3年12月には、3回目接種、令和4年5月には、4回目接種、令和4年9月からは、オミクロン株対応ワクチン接種となっている。本町は、国のワクチン接種の接種推進期間において、特に肝属郡医師会立病院を中心に、南大隅町と連携し、3者の協議を進めながら、計画的なワクチン接種の機会を提供できるよう推進してきており、オミクロン株対応ワクチンは、令和4年12月末までに錦江町、南大隅町、肝属郡医師会立病院において、接種希望者についてはほぼワクチン接種を終えているが、現在、補完接種として1月下旬から開始をしている。

6か月以上5歳未満の乳幼児は、町内の医療機関で接種ができないので、鹿屋市医師会と鹿屋市のほうに接種協力をお願いし、鹿屋市内の小児科において、ワクチン接種ができるよう調整を図り、対応してきた。接種希望者が少なく接種率は低かったが、乳幼児のワクチン接種も終えている。

また、5歳から11歳までの児童に対する補完接種も含め、3月末までには、国が進めているワクチン接種を行っているところである。

国における今回の臨時接種の特定期間は、令和5年3月までとなっているなどのほかに町社会福祉協議会が行っている食糧支援について、説明を受けました。

委員からは、「卒業式、入学式に参加する場合、町の独自の政策ということでマスクの着用、手洗い等を進めていけないか。」の質疑に、「卒業式については国が示しているイベント等の在り方等の指針に基づき実施されていくのではないかと考える。新型コロナウイルスだけでなく、季節性のインフルエンザなど、様々な感染症があるので、基本的には手洗い、手指の消毒、外から帰って来た場合の対策は、呼びかけていきたい。」

6ページの下から2行目です。「感染された方で後遺症に悩まれている方や、ワクチン接種をして後遺症がある方はいるのか。」の質疑に、「町内の方で町に報告を受けているのは、感染された方で2、3名いる。コロナに感染し、持病が悪化し、1、2ヶ月程度入院したケースはある。ワクチンを接種

して副反応において、相談は1件だが、国の救済制度の申請には至っていない。ほかにあるようであれば、国の救済制度もあるので、健康保険課に相談をしてほしい。接種後のアナフィラキシーショックによる報告は、病院から受けていない。」などが出されました。

以上のような約2年間の調査結果を踏まえ、ワクチン接種の支援は順調だったと思うが、国が感染症法に基づく分類を2類から5類への緩和策が出ている中では本町においては指針ということが非常に大事だと思うので、本町の感染予防対策については、近隣市町との連携もあると思うが、引き続き従来どおりのマスク着用、手洗い等を今までと変わらないような形で当分の間、実施することが本町の住民の意識の在り方につながり、非常に予防効果があると思う。新型コロナウイルスに感染した人たちへの物品の支援は、4件であったが、引き続き町独自の支援として、町社協と連携して実施していただきたい。また5月8日以降は、2類から5類への緩和策等も含め、町民に対して、これまで以上の情報提供をしていただき、特に知りうることが難しい高齢者に対しては、分かりやすい情報提供や、情報共有を図っていただくことを要望いたします。

1. 調査事件 災害時の避難対応について

次に、災害時の避難対応について所管事務調査をいたしましたので、調査結果を報告いたします。

2. 調査の経過

令和5年2月8日に坪内総務課長、同課小瀧防災専門監、同課黒瀬係長、災害対策本部民生対策部から猪鹿倉健康保険課長、落司住民税務課長及び介護福祉課、池水介護チームリーダーの出席を求め、災害時の避難対応について説明を受け、調査をいたしました。

3. 調査の結果、または概要

避難開始のタイミングは、基本的に住民の判断によるところであるが、例えば暴風災害や暴風雨が継続して強くなり、災害の発生が近づいてきたと判断されたとき、例えば、風速20m程度になり、さらに風が強まると予想されるなど、一定の基準に基づいて発表しているということでした。

高齢者等の避難対応については、台風の襲来が予想される場合、要介護、要支援の認定者は、担当のケアマネジャーから対象者に避難をする必要があるかどうかを確認し、町包括支援センターで集約をしており、今回の台風14号では6名の方が避難所へ避難され、自宅や家族等への避難、施設へショートステイなどして対応し、避難所への送迎希望者は社協と連携し、対応

	<p>したということでした。</p> <p>町が指定している避難所は13か所あり、2,350人の収容人数を受け入れることができ、避難所で使用する物品は、それぞれ避難所ではなく、本庁と支所に備蓄庫が設けてあり、必要の都度、必要な物品を避難所へ輸送しているということでした。</p> <p>避難者が、持参すべき物品については、台風時の災害時は3日分程度の飲料水や加熱しないで食べられる食料、医薬品、貴重品、毛布、着替え、生理用品等や小型ラジオ、携帯電話の充電器等、携帯用ライトなどで、ほかの避難者に迷惑となるようなものや、危険なものは持ち込まないとなっているということでした。</p> <p>台風14号の避難所の運営状況は、指定避難所のほかに新型コロナウイルス感染症の症状を訴える避難者の受け入れ等、感染防止の観点から臨時的に開設した施設もあったという説明がありました。</p> <p>委員からは、「避難所行動支援者の個別支援計画の対象者は何名か。個別支援計画は作成されているのか。」の質疑に、「対象者は218名、個別支援計画は作成途中であり、約半数の123名については、作成をされている。」「各自治会単位の避難訓練の実施をしているのか。」の質疑に、「自治会長会議の中で訓練の手伝いやアドバイスをしますという周知をし、自治会主体の訓練を行っていただいている。」「非常用品を高齢者に町があっせんし、販売できないか。」の質疑に、「そのような商品はあるが、高価であり、個人によって必要なものが違うので難しい。防災マップ改訂をするので、その中に記載されている備えが必要なもの一覧を参考にさせていただきたい。」「自治会内の避難声掛けが重要であるが、高齢者のみの自治会では、避難の行動に移れないと思う。町から個別に避難の連絡はできないか。」の質疑に、「近隣の自治会と一緒に行動を起こしてほしい。防災マップも全世帯に配布し、周知はするが、自治会で行動が難しい場合は、避難の在り方等の講習をしていきたい。」などが出されました。</p> <p>以上のような調査結果を踏まえ、災害時における避難行動要支援者の個別支援計画の作成充実と防災マップを改訂し、配布することでこのタイミングを図り、自治会を単位として、炊き出し訓練を含む防災訓練等の積極的な実施をしていただくことと共に、災害が発生しそうなときに特に高齢者等は、明るいうちに安全に避難所へ避難できるような体制をとっていただくことを要望いたします。</p> <p>以上で、総務厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。</p>
	<p>(総務厚生常任委員長 降壇)</p>
<p>○笹原議長</p>	<p>次に、文教産業常任委員会が実施しました、所管事務調査の結果について</p>

	委員長から報告を求めます。厚ケ瀬文教産業常任委員長。
○厚ケ瀬文教産業常任委員長	はい。
	(厚ケ瀬文教産業常任委員長 登壇)
○厚ケ瀬文教産業常任委員長	<p>おはようございます。文教産業常任委員会で2件の所管事務調査を実施しましたので、その経過と結果について報告いたします。</p> <p>1. 調査事件 スマート農業の今後の在り方について</p> <p>2. 調査の経過 令和5年2月3日に産業振興課長、産業振興課経済建設チームリーダー、産業振興課経済担当係長の出席を求め、スマート農業などについて、説明を受けて調査いたしました。</p> <p>3. 調査の結果、または概要について スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術ICTを活用して、省力化、精密化や高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業のことで、農作業における省力軽量化をさらに進められるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されるということでした。</p> <p>錦江町内では、環境モニタリング装置をピーマンやミニトマトの生産者6件、畜産関係の発情発見装置や分娩監視システム等を31件、農薬散布用ドローンを4件導入しており、秋まつりなどを利用し、スマート農業機材等を紹介しているとのことでした。</p> <p>今後の導入に向けては、国、県、町単独の補助金を活用して、推進したいとのことでした。その他、国内の活用例などの説明を受けました。委員から、「いちご農家にも技術や補助事業の紹介をしているのか。」の質疑に、「必要な情報は提供しているが、新規就農者もいるので、引き続き提供したい。」「スマート農業技術に詳しい人材や営農におけるデータ活用が不十分とあり、スマートサポートチームの対応は必要とあるが、現段階で、そのような相談や取り組みがあるのか。」の質疑に「相談はないが、センシングや販売経営改革までのイメージができていない現状、農業設備のシェアリングの実績は、あるのかの質疑に具体的な数字は押さえていないが、短期のレンタルを活用されている実績はある。」など出されました。</p> <p>また、このスマート農業はこれからさらに進展していくものと考えられるので、文教産業常任委員会としても折に触れ、調査する機会があるものと考えられます。</p>

以上のような調査結果を踏まえ、町内にはスマート農業先端技術を取り入れておられる農家もあることから、農家相互の意見交換を行ったり、J Aや農業機械等販売企業等とも連携し、機械等のシェアリングも推進しながら、地域を守っていただき、あわせて、これまで以上にスマート農業に関する農家への情報提供を密にさせていただくことを要望いたします。

次に、調査事件の2件目でございます。

1.調査事件

学校教育の現状について、

2.調査の経過

令和5年2月3日に、教育長、教育課指導主事、同課教育総務チームリーダー、同課教育総務担当係長、大根占小学校校長、同教頭の出席を求め、大根占小学校5年生の英語及び6年生の算数を見学し、その後大根占小学校から電子黒板、デジタル教科書、小学校の英語教育について、教育課からICTに関する町内各小中学校別の費用等について、説明を受けて調査しました。

3.調査の結果、または概要について

電子黒板の利用状況については、通常学級の6学級に配備され、通常黒板と並行しながら、ほぼ全ての授業で使用しており、教師のタブレット画面を映したり、児童が書いたものを教師に送り、教師を介してそれを映したりし、紹介や発表にも利用するほか、実物投影機と接続し、資料等の掲示や説明ができ、他校の児童とリモートでつなぎ、モニターとして意見交換等にも利用しているとのことでした。

デジタル教科書について、今年度教師用として、国語、算数、英語、児童用として5、6年生の算数、理科、英語は配備されており、児童用は、今年度のみ契約となっているようでした。

教師用はよくデジタル教科書を使っているが、児童用は紙の教科書のメリットもまだまだあるようでした。外国語活動、外国語、英語等については、1、2年生は、学校創意として年間11時間を担任と外国語指導助手で、3、4年生は指導要領に定められている年間35時間を担任と英語活動支援員で、5、6年生は年間70時間を外国語専科とALTで授業に取り組んでいるとのことでした。

電子黒板、デジタル教科書導入に関する整備事業については、GIGAスクール構想事業により、学校の通信環境の改善と児童生徒1人1台のタブレットを配置し、この環境を最大限有効活用し、児童生徒に確かな学力を育成するとともに、ICT教育環境の充実を図るため、各小中学校の普通教室に電子黒板やデジタル教科書を導入することで、写真や図を拡大表示したり、

	<p>直接文字や印を書き込んで説明できるため、児童生徒の学習意欲や理解力が高まるとともに、板書に時間をかけなくてもいいなど、授業の効率化が期待されるなどのほか、電子黒板やタブレットだけに頼るのではなく、プリント学習や板書もしながら、両方を使い分けたハイブリッドの授業ができることにより、児童生徒がより分かりやすい授業内容となっているなどの説明を受けました。</p> <p>委員から「タブレットに書くのと、実際ノートに書く割合は。」との質疑に、学校としては、「規定はない。担任によっても違うが、実感としては、半々であり、若い職員は、ノートよりタブレットに書かせることが多いように感じる。タブレットで書いたものは、みんなに一斉に送れること。ノートを集めなくても、データでチェックできるほか、データが残る良さ、また、書くことで身に定着するので、タブレットでも、ペンで書くことも大切にしている。」「デジタル化によって、教育全体で期待されることや以前と変わったところは。」との質疑に、「認知症に関する事業等で県外の大学や講師などとネットをつないで、授業を行ったり、遠隔地に行かなくてもやりとりできる授業は充実できる。データとして蓄積することで、評価に使える。体育では、動画を撮影し、見返すこともすぐにできる。」「デジタル教科書の中身を見たことがないが、どのようなものか。」の質疑に「児童生徒が使うデジタルの教科書は、県の指定を受け、配布されており、紙の教科書と同じものが表示できるほか、必要な部分を拡大できたり読み上げ機能もある。」「デジタル機器の維持管理は。」との質疑に「タブレットはリース契約であり、画面などの破損にも対応する契約となっている。電子黒板については、新年度から保守契約を結ぶ予定。児童、生徒用のデジタル教科書は、教育課から各学校に一斉配信している。」などが出されました。</p> <p>以上のような調査結果を踏まえ、タブレット内には、いろんな課題が用意されていて、必要に応じて、児童が学習でき、その知識を集め合った上で、みんなで考え、主体的に学ぶことができる。教師は、デジタル化によって、合理的で効果的な指導が図れるが、まだスタートした段階の事業であり、これからますます教育の現場が変化するとともに、今後大きな予算が伴ってくるが、子どもたちは国の宝であるので、惜しみなく国の施策に準じて、推進していただくことを要望いたします。以上、報告を終わります。</p>
	(厚ケ瀬文教産業常任委員長 降壇)
○笹原議長	これで諸般の報告を終わります。
	日程第4 行政報告
○笹原議長	日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。

○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>おはようございます。3月議会定例会を招集いたしましたところ、皆様ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>12月1日から2月21日までの主な活動についてご報告申し上げます。</p> <p>12月15日は、民生委員、児童委員協議会の臨時総会に出席し、今回新たに就任していただいた9人の皆さんに厚生労働大臣と鹿児島県知事の委嘱状を伝達いたしました。25人の委員のうち、22名が女性の方々と男女共同参画社会の牽引者でもあり、福祉施策の重要な職務に当たっていただいているところでございます。</p> <p>12月18日は、役場2階会議室で小学生向けの未来塾として、アニメクリエイションワークショップを開催し、9人の児童生徒が参加してくれました。最近の小学生の将来になりたい職業ランキングなどで、イラストレーターが上位にランクインしている中、町のキャリア教育の一環として開催したものでございます。子どもたちの夢実現へのきっかけになれば幸いです。</p> <p>12月19日は、錦江町政策参与の谷川徹さんと吉田秀政さんにご来町いただき、これからの町の事業構想について、意見交換をいたしました。お2人には地方創生とキャリア教育、デジタル化などこれまでも幅広く情報提供やご指導をいただいておりますが、10年後の錦江町に起こりうることを考えながら、今何をなすべきなのか、想像する力を養う必要があると改めて感じたところでございます。</p> <p>12月20日は、第7回「未来」想像・創造コンテストの表彰式に参加し、錦江町まち・ひと・『MIRAI』創生協議会から提言をいただきました。特に、高校生の部門でヨーロッパの隣人の日を参考にした交流とコミュニティづくりへの提案があり、町としても距離的なものだけでなく、精神的な支え合いを併せ持つ、下駄ばきヘルパー制度の早期の実証実験に取り組まなければならないと感じたところでございます。</p> <p>12月24日は、宿利原地区で第13回大根やぐらライトアップスクールマルシェが開催されましたので、以前地域交通の提案をしていただいていた東京大学の学生と一緒に参加いたしました。ライトアップされた大根やぐらの華やかさやマルシェのにぎわいに加え、公共交通の脆弱な地域で、どのような移動手段が持続的で有効な手段になるのかなどについて、3週間泊まり込みで調査し、提案してくれた学生を宿利原の住民の皆さんが温かく迎え入れてくださいました。学生の提案を参考にした取組が、昨年11月から実証実験を開始いたしました、マイナンバーカード活用の相乗りタクシーに活かされているところでございます。</p>

12月25日は、田代地区を中心に活動しているジョイサウンズのクリスマスコンサートに参加いたしました。田代支所裏の開発センターで、高校生を含む11名のメンバーの皆さんの吹奏楽を堪能いたしました。

明けて1月3日は、令和5年錦江町二十歳の集いを町文化センターで開催しました。明治時代から長く続いた青年の定義が、昨年の民法改正で18歳に改められましたが、錦江町はこれまでどおり20歳になった方々の記念すべき式典として開催したところでございます。町内で93名の方々が二十歳を迎え、式典には58名の皆さんにご出席いただき、実行委員や高校生ボランティアの皆さんのご協力で厳粛な雰囲気の中にも心温まる二十歳をお祝いする式典となりました。

1月6日は、錦江中学校グラウンドで令和5年消防出初式を開催いたしました。寒さが厳しい中でしたが、尾辻秀久参議院議長のご臨席を賜り、分列行進や小隊訓練など、日頃の訓練の成果を披露していただきました。

1月13日は、子育ての経済的負担の軽減と全国各地で活躍できる人材の育成、活躍した人材の錦江町への環流を促すため、4月から新たに始める錦江町でんしろ奨学金制度について、連携金融機関である鹿児島相互信用金庫さんと連携協定締結式に出席いたしました。

1月15日は錦江町、大崎町特産品フェアが田代支所で開催されましたため、出席いたしました。両町の民間の事業者の皆さんがお互いに創意工夫して、両町の特産品の価値を高め合おうと開催していただいているもので、今回で第6回目となりました。大崎町から9社、本町から7社の事業者の皆さんに、多くの特産品を販売していただきました。両町のご縁が長く続き、魅力ある特産品がさらに輝いていくことを期待しているところです。

2月8日から9日まで、福祉でまちづくりという理念のもと、事業展開をされている秋田県藤里町社会福祉協議会を訪問し、就労支援や持続的な産業施策を研修させていただきました。特にプラチナバンク事業という年齢に関係のない就労支援事業は、一方的に支援するという福祉の概念ではなく、利用者の皆さんの特性を活かした活躍の場づくりと担い手作りという明確な視点があり、超高齢化社会を迎えている本町の福祉、産業施策に大いに参考となるものでありました。

2月15日は、町運動公園近くの山林で開催された大隅森林組合の伐採・植樹イベントに、大根占小学校の5年生と一緒に参加しました。植樹から50年で伐期を迎えるという、適正な循環が林業振興、地球温暖化対策や水資源を守ることにもつながるため、錦江町でも6月を目標に森林保全のルールづくりや森林環境譲与税を活用した再生林支援に努めてまいりたいと思います。以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで

	行政報告を終わります。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 議案第2号
○笹原議長	日程第5、議案第2号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第2号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額は1億1,831万3千円の増額で、累計は70億3,937万9千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は肝属郡医師会立病院再整備基金の元金積立を2億8,678万9千円、並びに奨学基金の元金積立を1億円行うとともに、子どものための教育・保育給付費を4,460万円、並びに農業用施設災害復旧工事費を1,259万8千円それぞれ減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、地方交付税を7,137万5千円、並びにふるさと納税寄附金を5千万円、それぞれ増額するとともに、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金(価格高騰緊急支援給付金)を1,110万円減額するものでございます。それに加え、基金及び町債充当事業の完了に伴う調整を行い、繰入金を合わせて、8,297万4千円を増額するとともに、町債を4,230万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款町税から21款町債まで、と歳出1款議会費から12款公債費まで、第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	32ページの民生費、児童福祉費の方の3目児童福祉施設費12節、委託料の件なんですが、こちらの堂之元公園のWi-Fi設置業務委託料に関しては、未執行ということで聞いております。これがコロナの関係で、未執行になったということなんですが、これは3年間の事業として組んでらっしゃるというふうに聞いております。ということであれば、令和5年度で終了する予定だったのは、その期間ですね、どうされるのか。今年度できなかったっていうところで、そこの令和5年度で終了する部分が、令和6年度になるの

	か、その辺をお聞かせいただきたい。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	はい、落司議員の質問にお答えします。今おっしゃったように令和3年度から令和5年度の計画でありました。事業自体が今、議員がおっしゃったようにコロナの関係もあって、令和4年度実施することができずに令和5年度に実施する予定ではあります。令和5年度にこの事業自体を早急に進めていく考えであります。
○12番落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番落司議員	そういうことであれば、確認なんですけど、令和5年度で終了させるっていう形で、よろしかったですか。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	はい、介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	はい。令和5年度で終了する予定で計画を進めてまいります。
○12番落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番落司議員	3か年間で進める事業を2年間ですということ結構スケジュール的にもまたタイトになるのかなというふうに思うんですが、そこら辺は当然見込んで、そういったことで進めていかれると思いますが、その辺の対応っていうのは十分な対応ができる状況なんでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	この案件につきましては落司議員もご存じのとおり、子どもたちにワークショップをしてもらって、どういった公園が必要かということで、いろいろと提案もいただいたものでございます。今、ご質問のとおり担当課としましても、未来づくり専門員のOBを中心として、子どもたちとワークショップ

	して、手がけたものでございますので、早めにそれを実現させたいということで、令和5年度に向けて完了のためにワークショップ等も進めて、作業も進めているところでございます。以上です。
○笹原議長	ほかにございませつか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	今回ふるさと納税が5千万の増額になっておりますが、2月末現在で大体どれくらいなのか。それとリピーター新規の数、できれば返礼品の上位の品物というようなものを教えていただければと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。2月末現在で2億5千万を超えたというところで報告を受けておりますが、詳細につきましては、未来づくり課長に答弁させます。
○中島未来 づくり課長	はい。
○笹原議長	未来づくり課長。
○中島未来 づくり課長	はい。ふるさと納税についてでございますが、今、町長が言いましたとおりですね、2億5,900万を超えておまして、今の現在ですすね10%増で来ているところでございまして、このまま伸び続けていくことを期待しております。返礼品につきましてすすね、以前から申しますとおり、酒類がやはり上位を占めているような状況でございます。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	ふるさと納税については、子どもから老人まで非常に事業の財源として、役立たせていただいておりますが、そこで今回その1億奨学金のほうに基金として積まれたのですが、条例については私たちが承知をしておりましたが、町長がどういふふうに詳細な項目を設けられたのか。ちょっと分からなくて、教育課長とも一応話したのですけれども、要綱等示していただくというようなことはできないのでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	今、川越議員のほうからご質問ございましたように、令和3年9月議会において9月とそれから、令和4年3月議会において落司議員から、制度の見直し、そして昨年の9月議会において、川越議員をはじめ4名の議員の皆様

	<p>から奨学基金のあり方、それから奨学ローンのあり方についてご質問いただいたところ。現在、先ほど申し上げましたように保護者説明等も一応、済みまして、一旦融資のほうをスタートさせようとしているところです。</p> <p>詳細につきましてはですね、今私ども資料等も作っております、問合せ等も来ておりますので、いずれかの機会で議員の皆様方にもですね、説明をさせていただこうと思っております。</p> <p>ただ現状としましては、前回の質問に答弁いたしましたように、高校生、月額3万円、それから大学生は月額5万円、そして医薬、歯学、看護、介護の学生は、月額8万円という選択も可能であると。これもう選択ですね。ここらあたりは変わっておりません。そして、利用者は学生最低50万円から500万円まで、融資を受けられると。融資先が鹿児島相互信用金庫さんの大根占支店というようなことでしております。</p> <p>今後の流れとしましては、先般、保護者向けの説明会をいたしました、それ以外に問合せ等も来ているようでございますので、さらに教育委員会でも丁寧に説明させようと思っておりますし、ホームページにも掲載いたしているところです。手続き等、それから今後の財源の見込みも含めましてですね、いずれかの機会をいただければ、議員の皆様方にも詳細をご説明させていただきたいと思っておりますので、調整のほうをよろしく願いいたします。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>了解でございます。教育課長にひとつ、聞きたいんですが。先般、学校建物管理費のことでちょっとお伺いをした件でしたが、特別支援学級がちょっと1クラス増えるということで、その備品についての180万の増額があるんですが、これについては、内容については了解しておりますが、予算を当初で上げられなかったのかなあという1点で引っかかっております。その回答をお願いします。</p>
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	<p>議員のご質問にお答えします。今回、補正で上げさせていただいた予算については、特別支援教室の改修等になります。</p> <p>そういうことで、この特別支援学級が増えるというのが、昨年の11月の判定委員会というかですね、支援委員会でそういう案が決まりまして、あとは保護者との調整とかなっていきます。</p>

	<p>それで前回 12 月補正で、田代中の備品については予算計上させていただきました。その後工事に入る前にですね、どこの教室を選定するかとか、あとはどういう備品が改修が必要なのかということで、今回は黒板、それからエアコン、それから必要な修繕ということで上げさせていただいたところですが、そういうことで、早ければ 12 月補正とかもできればよかったんですけど、ちょっとそういうところが、決定が遅くなりまして、今回 3 月補正で上げさせていただいたところです。以上です。</p>
○8 番 川越議員	<p>ありがとうございました。</p>
○笹原議長	<p>ほかに質疑は、ありませんか。</p>
○10 番 水口議員	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>10 番、水口君。</p>
○10 番 水口議員	<p>2 款総務費の 1 項総務管理費の中で新型コロナウイルス。ここの中の 18 節ですかね。配合飼料高騰対策支援事業補助金というので、補正 125 万 9 千円ですか。それから、民生費社会福祉費の中の価格高騰緊急支援給付金の 1,085 万ですか。これが一応減額ということですが、この説明をちょっと詳しく聞きたいんですけど。よろしいでしょうか。</p>
○新田町長	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>新田町長。</p>
○新田町長	<p>まず、配合飼料価格高騰対策支援事業補助金につきましては、産業振興課長から。それから、次の民生費の関係につきましては、介護福祉課長から答弁をさせます。</p>
○池之上産業建設課長	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>はい、産業振興課長。</p>
○池之上産業振興課長	<p>配合飼料価格高騰対策支援事業につきまして、ご説明申し上げます。本事業は、配合飼料の急激な高騰による経営悪化を支援するために、養豚、ブロイラーの方々、また、追加で肉牛生産の方々に支援を行ったものでございます。</p> <p>緊急な支援ということで、補正予算に計上して議決いただいたところでございますが、2,100 万円の予算を執行いたしまして、実績として、125 万 9 千円、残額が出たところで、今回減額の要求をしたところでございます。以上です。</p>

○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	はい、介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	それではうちのほうの電気、ガス、食料品等の価格高騰の支援給付金でございます。5万円の支給であります。ご存じのとおり、価格の高騰によって各世帯のほうに5万円ずつ給付しております。当初、1,800世帯を見込んでおりました。実際のところ決定になりましたのが、確認書を発送いたしましたのが1,591件であります。内訳といたしましてですね、すいません、非課税1,591件発送したんですが、確認書で決定いたしましたのが1,559件であります。支給率については、99%支給しております。確認が取れなかったところが3件であります。未申告、途中からの転入で確認が取って申請をされた方が29件であります。減額として1,085万円は、今の1,800世帯の残りの分でございます。その分を減額いたしております。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>この高騰対策というのはですね、農家の方々であったわけですが、今まで値段がちょっと低迷した場合に、作業するときの飼料代、そういうのが上がれば所得が減るということで、こういう対策がとられたわけです。その中で1番多いのは、それは畜産関係が飼料代が高いからすぐ分かるんですが、そういった意味でのこの1,125万9千円というのは、もうこの減額で申込みがなかったり、調査した時点で取り残したか、減額予算となったという意味でいいですかね。そういった意味では、今この項の中で多分、コロナ対策であろうと思うんですが、農業関係もいろんな業種が今、錦江町にもあるわけですので、そういった方々にもある程度注意を払ってほしいというふうに考えております。</p> <p>それから今、民生費の中でお聞きしましたところ、これは所得で、その対策は、給付金はされたわけだろうと思います。先ほど1,800世帯という、この世帯はどのような環境の世帯であるかちょっと説明をお願いします。</p>
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	はい、介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	議員のご質問にお答えいたします。1,800件の内訳ですね、全体でうちが昨年の9月30日に住民税務課のほうに確認しましたところ、全世帯数は3,625件で、そのうち非課税世帯であるのが約1,700件見込んでおりました。

	100件のほうが、今、私が先ほどご説明しました未申告で、また課税データがない途中からの転入っていうところを家計急変も含めまして、100件見ております。それで1,800件、当初見ておりました。申請確認書に合わせた件数というのが、先ほど申しあげました1,559件の確認書と申請家計急変の部分があったのが、合計で1,580世帯で、残りが1,085万減額というところで、お示ししております。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	コロナに対しましては、今高騰、値段が高くなったからしたという理由は分かるんですよね。そういった意味で、非課税世帯があってその方々に回ったと。先ほど5万円というのは何ですか。先ほど最初に5万円という数字をおっしゃったけど。ちょっと最後にそれを聞きたい。5万円を。
○笹貫介護 福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護 福祉課長	すいません。私が冒頭申しあげました、5万円は1世帯5万円の給付金を支給したというところでご説明申しあげました。以上です。
○10番 水口議員	はい、分かりました。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第2号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第10号)についてを採決します。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決されました。 ここでしばらく10分間休憩いたします。15分まで休憩いたします。
	休憩 11:05 再開 11:15
○笹原議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
	日程第6 議案第3号

○笹原議長	次に日程第6、議案第3号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第3号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。同議案につきましては、補正総額が5,368万6千円の減額で、累計は13億3,225万7千円となりました。主な内容につきましては、歳出は療養諸費を5,214万1千円並びに保健事業費を110万3千円、それぞれ減額するものでございます。 また、歳入につきましては、国民健康保険税を1,425万2千円増額するとともに県補助金を6,597万円、並びに他会計繰入金を196万8千円、それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款国民健康保険税から5款繰入金までと歳出1款総務費から5款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と言う者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と言う者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と言う者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第3号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第7 議案第4号
○笹原議長	日程第7、議案第4号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第4号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきまして

	<p>は、補正総額6万1千円の減額で、累計は1億3,893万2千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を112万2千円増額するとともに、健康保持増進事業費を100万円減額するものでございます。</p> <p>また歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を112万2千円増額するとともに、一般会計繰入金を99万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入までと、歳出1款総務費から4款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第4号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号、令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第8 議案第5号
○笹原議長	日程第8、議案第5号、令和4年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第5号、令和4年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額1,579万1千円の減額で、累計は12億8,892万4千円となりました。主な内容につきましては、歳出が基金積立金を3,500万円増額するとともに、介護サービス等諸費を3,387万4千円、特定入所者介護サービス等費を607万4千円並びに一般介護予防事業費を342万円、それぞれ減額するものでございます。</p> <p>また、歳入につきましては繰越金を3,994万円増額するとともに、介護保険料を433万7千円、支払い基金交付金を1,162万7千円、並びに一般会計</p>

	繰入金を 3,418 万 4 千円、それぞれ減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款保険料から 8 款繰越金と歳出 1 款総務費から 5 款諸支出金までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 5 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 6 号
○笹原議長	日程第 9、議案第 6 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 6 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額が 8 万 5 千円の減額で、累計は 707 万円となりました。 内容につきましては、歳出は施設管理費を 8 万 5 千円減額するものでございます。また、歳入につきましては、一般会計繰入金を 31 万 5 千円増額するとともに、介護給付費収入を 40 万円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款サービス収入及び 2 款繰入金と歳出 1 款総務費及び 2 款諸支出金を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)

○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第6号、令和4年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第6号、令和4年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。
	日程第10 議案第7号
○笹原議長	日程第10、議案第7号、令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第7号、令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額166万8千円の増額で、累計は1億2,625万8千円となりました。内容につきましては、歳出が総務管理費を61万9千円、並びに予備費を104万9千円、それぞれ増額するものでございます。 また、歳入につきましては、雑入を249万3千円増額するとともに、事業収入を82万5千円減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第1表歳入歳出予算補正の歳入1款事業収入及び7款諸収入と、歳出1款総務費及び5款予備費を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	はい、10番。保険の収入でですね、249万3千円、どのような感じの収入ですか。これは。雷ですか。どこがどうなってどうしたから、雑入、収入に上げられたんですか。
○新田町長	はい。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。建設課長に答弁させます。
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	水口議員の質問にお答えいたします。ここにつきましてはですね、水道の施設があるわけですが、例えば神川ポンプ場とか、そういうところですね、6か所ありまして、そこに6月から12月にかけて、落雷があった部分についてですね、今、保険請求をしているところです。それで確認したところ、決定が3月になされるということで、予算計上したところでありませう。以上です。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	そのような保険というのは、どこのどういう保険。電気ですから、その関係ですか。落雷つちゅうのは。ほかに水道なんかで、いろんな保険がないですかね。それだけですかね。落雷だけかな。
○宮園建設 課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	お答えいたします。落雷によってですね、生じた例えば落雷によって、分電盤をやられたとか、そういうのにあります。ただ、一部としてですね、風水害によって生じた部分も若干は保険の中では、あろうかと思ひます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第7号、令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。お諮りします。議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

	日程第 11 議案第 8 号
○笹原議長	日程第 11、議案第 8 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 8 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額 13 万 9 千円の減額で、累計は 7,342 万 6 千円となりました。主な内容につきましては、歳出は総務管理費を 13 万 9 千円減額するものでございます。 また歳入につきましては、県補助金を 324 万円増額するとともに、町債を 330 万減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款事業収入から 8 款町債までと歳出 1 款総務費、第 2 表繰越明許費補正及び第 3 表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と言う者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	（「なし」と言う者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 8 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 8 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と言う者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 12 議案第 9 号 日程第 13 議案第 10 号 日程第 14 議案第 11 号 日程第 15 議案第 12 号
○笹原議長	日程第 12、議案第 9 号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例について、日程第 13、議案第 10 号、錦江町個人情報の保護に関する法律施行条例について、日程第 14、議案第 11 号、錦江町情報公開条例の一部を改正する

	条例について、日程第 15、議案第 12 号、錦江町情報公開個人情報保護審査会条例についての 4 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 9 号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例、議案第 10 号、錦江町個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第 11 号、錦江町情報公開条例の一部を改正する条例、議案第 12 号、錦江町情報公開個人情報保護審査会条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、情報公開等に関する事項を定めるとともに、関係規定を整理する必要があることから、本条例案を提案するものでございます。以上、議案 4 件につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、議案第 9 号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 9 号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 9 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 9 号、錦江町議会の個人情報の保護に関する条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 10 号、錦江町個人情報の保護に関する法律施行条例について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 10 号、錦江町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを採決します。お諮りします。議案第 10 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号、錦江町個人情報の保護に関する法律施行条例については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第 11 号、錦江町情報公開条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第 11 号、錦江町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 11 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号、錦江町情報公開条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。 次に議案第 12 号、錦江町情報公開個人情報保護審査条例について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 12 号、錦江町情報公開個人情報保護審査会条例についてを採決します。お諮りします。議案第 12 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、錦江町情報公開個人情報保護審査会条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 16 議案第 13 号
○笹原議長	日程第 16、議案第 13 号、錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 13 号、錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、国民健康保険法施行令が一部改正されることに伴い、出産育児一時金の金額を改定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから、質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 13 号、錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 13 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 17 議案第 14 号
○笹原議長	日程第 17、議案第 14 号、錦江町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 14 号、錦江町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、平成 30 年度の国民健康保険制度の改正に伴い、鹿児島県も保険者となり本基金の設置目的が見直されたため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 14 号、錦江町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 14 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、錦江町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 18 議案第 15 号
○笹原議長	日程第 18、議案第 15 号、錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 15 号、錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 本議案につきましては、現在、直営で管理している神川キャンプ場につきまして、民間事業者等による指定管理を行いたいことから、本条例案を提案

	するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>神川のキャンプ場はこれまでシルバーさんが管理をし、お金を集めて町に入れていただくというようなシステムだったと思うんですが、この神川キャンプ場を今から、指定管理しようとするところは、現在、キャンプ場になってるところの影絵があるあの部分だけということになるのでしょうか。船等が係留してある部分は町のものでないのかどうか。</p> <p>それから、道路から右手のほうに下っていったところにトイレ等もあるが、ああいう管理を含むのか。単にキャンプを張ってる部分だけの管理ということになるのか、その辺がちょっとよく分からないんですが。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問に答弁させていただきます。まずキャンプ場条例の中で規定していますのは、国道の269号から下の一般的なキャンプサイトですね。それから今、議員がご指摘のあったオートキャンプ場、鹿屋への曲がり角のところですね。海岸のところは、あれは県管理ですので、私どものキャンプ場としての管理施設ではございません。したがって、繰り返しになりますが、国道から下の今東屋がある一帯からずっと行きまして、オートキャンプ場の向こう側のトイレのところを一体的に私どもがキャンプ場条例の中で規定しておりますので、それを指定管理をしたいということでございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論は、ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第15号、錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第15号、錦江町神川キャンプ場条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第19 議案第16号

○笹原議長	日程第 19、議案第 16 号、錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○笹原議長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 16 号、錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、指定管理者制度を活用するため、利用料金を指定管理者に収入として收受させることを明確にするとともに、花瀬自然公園のプール施設の使用料を近隣市町との整合を図り、見直したいことから、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	提案もなされました使用料金ですけれども、近隣市町ということですが、そんな近くにはないし、妥当な金額かなと思うんですが、今回ですね、3年ぶりにプールが開かれるということで、子どもたちも楽しみしてると思うんですが、3年前までですね、やはり1学期の最後の日、町内の子どもたちは無料でプールを利用できるということだったんですが、指定管理はこのあと決まるんですけれども、その辺もですね、お願いをして、条件というのは悪いですけど、子どもたちのために、そこもどうかお願いをしていただきたいんですが、どうでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	浪瀬議員のご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、まずこれまで3年ぶりにですね、開園できるということで、更衣室等の換気とか、感染症対策を本年度でやりました。子どもたちに安心して利用してもらうための環境が整いましたので、今回指定管理という形で、よりこの施設を活用していただきたいなというふうに思っているところでございます。 今、議員ご提示のございました、プール開園前に町内の子どもたちを無料で体験させるということについてはですね、指定管理者の協議の中でですね、担当課からそこはこれまでどおり、実施できるように要請をいたしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
○5 番	はい。

浪瀬議員	
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	もう1点。私はですね、近くなんだけど行ってないんですが、更衣室も整備をされたということ、広がったということですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	広がったわけじゃなくて改修ですね、空気がしっかりと流れるようにしたということで、そこに感染をされた方が入ったときに風が通らないとですね、いけませんので換気扇を設置したりして、より感染防止を向上させたということでございます。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	あそこはですね、更衣室は狭くて、やはり換気をしたにしてもですね、狭いんじゃないかなあと。もう子どもたちも、まとまって来ますので友達同士、親子でですね、ちょっとできればですね、コロナ対策として、その辺はまたちょっと更衣室のところにトイレもあったんじゃないかな。あの辺もですね、トイレも外のトイレに壁をして、着替えてからも外から見えないようにして、外のトイレに行くとかしてですね、あそこはできるだけもう少し広めにしたらなあと思うところですけども、いかがですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	はい。ご指摘のご提案は理解はいたしますが、まずは私ども現状の施設の中でどういうふうに、あそこを開放させる方法があるのかというのを重点的に考えまして、今年度のコロナの感染症対策としまして、プール管理棟、換気対策事業として73万円で施設の改修をしたところです。今後のことにつきましては、やはり新たに指定管理者の後ほど議案等も出てまいりますけれども、そういう方々とですね状況を把握しながら、次に改善をしていくことかなというふうに思っておりますので、現行はまずはしっかりと開園することが優先かなと思っております。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)

○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 16 号、錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 16 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号、錦江町花瀬自然公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 20 議案第 17 号
○笹原議長	日程第 20、議案第 17 号、錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○笹原議長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 17 号、錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、指定管理者制度を活用するため、利用料金制であること並びに利用料金を指定管理者に収入として収受させることを明確にしたいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○10 番 水口議員	はい、10 番。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	今、いろんな報道で、お湯の入替えとか塩素を入れるそういったことがございますけれども、町当局といたしましては、そういう管理はちゃんとされているのでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細は観光交流課長に答弁させます。
○木下観光 交流課長	はい。
○笹原議長	はい、観光交流課長。
○木下観光 交流課長	水口議員の質問にお答えいたします。今の質問の内容を言いますと、お風呂の塩素濃度とかそういったのをしっかり検査しているかという内容でよろしかったでしょうか。
○10 番	お湯の入れ替えも。

水口議員	
○木下観光交流課長	それについてはですね、お湯の入替えについては、2日に1回やっております。塩素濃度については、毎日塩素を測るペーパーがありますので、それで点検をしている状況です。濃度については、0.4%未満でできるように、塩素の濃度を調整しているということです。以上です。
○10番水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番水口議員	それだけ徹底されたら、不具はないと思います。錦江町におきましては、公的にトロピカルが1つの浴場として、あとは民間の方がされておりますから、半下石とこっちはですね、それはもうあまり経営者にしか言えませんが、この場合は徹底してやってほしいと。 それから料金の問題で今、お風呂入浴券を配布されているわけですが、その件につきましては、トロピカルは利用できるわけですが、そういったものを勘定というのはどのように今後、していくのかちょっと教えてください。
○新田町長	はい。
○新田町長	町長。
○新田町長	今のご質問につきましては、介護福祉課長に答弁させます。
○笹貫介護福祉課長	はい。
○笹原議長	介護福祉課長。
○笹貫介護福祉課長	指定管理になりましても、介護福祉課としては、引き続き温泉の利用券は発行して、助成していきたいと考えております。以上です。
○10番水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番水口議員	はい。そういう計算方法ですけれども一応、誰々さんが入ってきたというのは、福祉の役場のほうは確保されると。ちゃんと、何名というのは、できるわけですね。それで、一般客の場合はもうそのまま町外とか、そういうのを発行していらない方はもらえるっちゃうことですね。そういうことでいいですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	ちょっと整理をさせてください。まず水口議員が今おっしゃるのは、入浴券としてトロピカルガーデンかみかわを利用する場合は、今年、冒頭にいろいろとございましたけれども、個人の名前、住所、そういったものが記載されていたものを今、発行しておりますけれども、そういったものを町民さん向けには発行するののかというところがまず1点ですよね。
○水口議員	はい。
○新田町長	そういったものは通常どおり紙で発行いたします。それから、一般の町外の方々については、料金を330円、一般の方であればお支払いいただければ、それで入浴ができるということでございます。以上です。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論行います。討論ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第17号、錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第17号、錦江町トロピカルガーデンかみかわ条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第21 議案第18号
○笹原議長	日程第21、議案第18号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○笹原議長	議案第18号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案については、花瀬レクリエーション村プール施設を管理する指定管理者を指定したいため、本議案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第18号、指定管理者の指定につい

	てを採決します。お諮りします。議案第 18 号は、この通り決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号、指定管理者の指定については、この通り可決されました。
	日程第 22 議案第 19 号
○笹原議長	日程第 22、議案第 19 号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 19 号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、錦江町荒茶加工施設の指定管理者の指定期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了することから、指定につきまして、本議案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	ただいまここにありますが、指定期間の期間がですよ。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 1 年間となっているわけですよ。普通の考え方であれば、5 年の契約期間で推移するのかなと推測するわけでございますけれども、なぜ、この 1 年間という期間でですね、この茶工場の指定を変更するのか。そこら辺のいきさつを教えてください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。まず、小吉議員ご指摘のとおり、本町の荒茶加工施設条例の中で、指定管理の期間につきましては、5 年以内となっております。その点をご了承いただきたいと思います。 今回、私どもが 1 年といたしましたところですが、この加工施設、加工場自体は茶園面積が年々拡大して民間事業所では、加工は困難であるといった時代を踏まえまして、町で加工場を整備し品質の向上均一化、効率化を図ることを目的に設置したところでございます。設置以来、面積も生産者も順調に拡大しておりましたけれども、最近では、面積が減少、生産者の減

	<p>少が著しく、本施設の利用者も指定管理者である大根占茶生産組合のみでございませう。現状を勘案いたしますと、本施設の当初の目的でございました役割については、終了したものであると考えられますために、来年度に施設の売却を含めた処分を検討していきたいために、1年間の指定管理としたところでございませう。以上です。</p>
○9番 小吉議員	議長。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	<p>現在あそこの管理状況をですね、皆さん方も知っていただきたく、お知らせするわけですけれども、あそこの会員は10名おります。その10名というのは、茶工場を持ってない、言えぱ委託農家がほとんどです。廃作をされた方もですね、そういうふうな受け皿になっているところでもございませう。そこで、10名の受皿になって、12ha、12町歩ですね。あそこは、現在、管理をしているところでございませう。雇用のほうも常時3名、雇用されておりますね、貴重な就職のあっせん元にもなっているわけですけれども、ここでですね、売却の方針であると今ございましたけれども、もし、売却になった場合、当然、町としては、全部、競争入札の形をとられるのかですね。そこら辺のところを伺いたいと思ひませうけれども。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい詳細は、先ほど申し上げましたように、令和5年度で検討していくこととなります。そしてまだ、補助金の適正化法ですね、補助金適正化法による売却等をいたしたときが、補助金の返還が必要になるだろうなというところも、現在、検討といひませうか、検証しているところでございませう。したがって、どういう形で公募にするのかどうひ形で募集するのひかは、今後1年間かけましてですね、いい形で、生産者の皆様が不利益を被らないように。そして、それを今後維持できるような形でひやり方というのひは私ひふさわしいと思ひっておりますので、現段階での明言は避けさせていただきたいと思ひませう。以上です。</p>
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	<p>私ひ案件が出たときですね、この管理者の青年に話を伺ひました。当然、今年ひもう会社組織にするんだということひ、大変意欲のある答ひをいただひいて、彼の目を見ておってですね、本当に今後、錦江町の茶業振興に恐らく中心になっていくだろうなと感じているところでございませう。以上です。</p>

○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 19 号、指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。議案第 19 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号指定管理者の指定については、このとおり可決されました。 ここで、昼食休憩に入ります。午後は 1 時から開会いたします。
	休憩 12:00 再会 13:00
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	日程第 23 議案第 20 号
○笹原議長	次に日程第 23、議案第 20 号町道の路線認定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 20 号、町道の路線認定につきまして提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、海岸保全区域を占用し、町道の路線として認定したいため、本議案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	場所としては、塩屋の京町から橋があってそこから切れてるところから、延びた塩屋の海岸線でしょ。あそこは以前、護岸工事があったときに、今までの堤防からまた一步出て、やっているわけですよ。それでそこに土を入れて、植栽やいろいろ、今、どういうわけか知らんけどあそこで畑をつくっていらっしゃる方もいらっしゃるんですよ。分かりますか。町長。それをしたら、今まではコンクリートが割れて、もうガタガタな道だったんですよ。それを今度町道にすれば、あそこに舗装工事か、何かされる計画が、今度町

	道に入れた場合にですね、440m ですが、どういう考えでいらっしゃるんですか。今、その県が行った護岸工事と昔からあった堤防との間は、土が入れて、そこはボランティアとして草刈りをする業者の方がいらっしゃるんです。ほんで今後あそこ町道としたら、今度は、町がいろいろ責任を持ってされるのかそこらをちょっとお聞かせ願います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	詳細は、建設課長に答弁させます。
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	<p>水口議員の質問にお答えいたします。この場所につきましては、礮元自動車の前から、神之浜の海岸道というのがあるんです。人道橋があるんですけど、そこまでなんですけれども、現地に行きましたら、まず、今言う農地につきましては、今コンクリートの舗装をやられている場所なんですけれども、そこと区別されてますので、そこについては問題ないかと思えます。</p> <p>それから、ここにつきましては健康づくり1万歩コースにもなっております。大変景観のいいところですね、散歩道としては、申し分のないところであろうかと思っております。そこでですね、約450mぐらいあるわけですけど、その半分がですね、ちょっと荒れておまして、散歩をしますと、足をくりっとやっけてガをするような場所ですので、今後ですね、ここで認定いただければ、場所をですね、またもう1回確認しまして、若干ですね、コンクリート舗装を実施したいと思っております。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>1万歩コースに入っているということで、非常にあそこはガタガタしてるから何とかできないんですかと言ったら私も一応、聞いたことがございます。そして今度は、今日の路線認定についてということは、町の路線になったってなれば、また相談ができるというふうに思いますが、今、橋までおっしゃったから今度は、こっちから京町あたりの方はですね、そこを県にお願いをして、あそこの植木を切ったり、あそこに草が生えるから何とかしてくれということで、あれは県がしたような、綺麗にされてるんですよ。ですから今後もし、そこが町道であれば、舗装もされる。それからもう1つ自治会長さんのあれで議会の陳情がございまして、京町線に白線が消えているから、そこらもしてくださいというようなのもありましたから、これとは関</p>

	係ないんですが、もし町道になった場合そういうまた要望もあると思うんで、しっかりと確認をして今後進めてほしいということをお願いいたします。
○笹原議長	はい、ほかに質疑ありませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	はい、6番。再度確認をします。関連です。この町道認定をする区間というのは、以前からあった県の護岸から護岸で指定しているわけですけども護岸から、海側に新たに新しい護岸と緑地帯ができた、そういうことで旧護岸も含めて、町道認定をするということだと思うんですけども、そういうことですか。それともう1つ、もう町道ですから、車も走行もできると思うんですけども、今度は車の走行になりますと、磯元自動車の港湾に入るところも急勾配になっている。そこも改修されるのか。そしてまた今後、塩屋川の橋も改修されるのかそこら辺も含めて、回答お願いします。
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○宮園 建設課長	今の答弁ですね、答えていきたいと思いますが、まずですね、ここにつきましては、現地に行きますと、若干軽トラックが通ったですね、車の跡があるわけですけども、その橋のところですね、小さい人道橋ですので、もう行き止まりになっておりますので、こちらとしましてはそこは扱わないと。そして車については、できるだけ遠慮していただきたいということでですね、今後啓発をしながら、していきたいというふうに考えているところです。以上です。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番、染川君。
○6番 染川議員	町道認定をして車は遠慮していただきたいというのは、今後、車の侵入禁止とかそういうのをされるんですか。それともこの区間については、町道だけでも、車の走行はご遠慮願いたいというような看板を設置するということですか。
○宮園 建設課長	はい。
○笹原議長	はい、建設課長。
○宮園	内容としましては、今、吊り橋が神川のほうにあるわけですけども、あそ

建設課長	<p>こについても町道認定をしております、ただそこは人しかももちろん通れないわけですが、現場に行きますと、そこに若干家屋がございます、裏から車が入れるようにはしてはありますけれども、そこについては、今後ですね、地域の皆さんの意見を聞きながら、できれば車のほうは通らないように協力を願いたいと。</p> <p>そして、ここにつきましても、2回ほどですね、町のほうに要望等が来ておりますので、そこについては住民の方と十分、話し合いをしたいというふうを考えているところです。以上です。</p>
○笹原議長	<p>いいですか。ほかに質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
○新田町長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
○新田町長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 20 号町道の路線認定についてを採決します。お諮りします。議案第 20 号は、このとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
○新田町長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 20 号、町道の路線認定についてはこのとおり可決されました。</p> <p>日程第 24 同意第 1 号</p>
○笹原議長	<p>日程第 24、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	<p>議長。</p> <p>(新田町長 登壇)</p>
○新田町長	<p>同意第 1 号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現委員の南園高樹氏の任期が令和 5 年 4 月 28 日をもって、満了となりますことから、引き続き同氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(新田町長 降壇)</p>
○笹原議長	<p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、同意第 1 号、教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第 1 号は、これに同意することにご</p>

	異議ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。
	<p>日程第25 議案第21号</p> <p>日程第26 議案第22号</p> <p>日程第27 議案第23号</p> <p>日程第28 議案第24号</p> <p>日程第29 議案第25号</p> <p>日程第30 議案第26号</p> <p>日程第31 議案第27号</p>
○笹原議長	<p>日程第25、議案第21号、令和5年度錦江町一般会計予算について、日程第26、議案第22号、令和5年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第27、議案第23号、令和5年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第28、議案第24号、令和5年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第29、議案第25号、令和5年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第30、議案第26号、令和5年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について日程第31、議案第27号、令和5年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての7議案を一括議題とします。</p> <p>本案について、提案理由を含めて、町長の施政方針について説明を求めます。新田町長。</p>
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議員の皆様には平素から、町政各般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、本日ここに令和5年度の当初予算案を取りまとめましたので、議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政運営の基本的な考え方と予算の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご賛同を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>国の令和5年度予算案は、防衛費が大幅に増加し、新型コロナウイルス感染症及び原油価格物価高騰対策予備費4兆円を含め、114兆3,812億円で、令和4年度当初より6.3%増となりました。</p> <p>歳入面では、税収は法人税や消費税などが好調で、過去最高額の69兆</p>

4,400 億円とし、前年度より 4 兆 2,050 億円の増収となっております。

また、新規国債の発行額は前年度比 3.5%減の 35 兆 6,230 億円となり、2 年連続で減少しております。

当面の経済財政運営と予算編成にあたっては、経済財政運営と改革の基本方針 2,022、及び骨太方針に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、デジタル時代に合った行政や制度を見直すため、自治体DXへの投資やマイナンバーカードの普及促進、脱炭素社会の実現に向けたGXへの投資など、計画的で大胆な重点投資を推進することとしております。

昨年 12 月 23 日に閣議決定され、国会に提出された地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が行政サービス強化などの重要課題に取り組めるよう、一般財源総額について、65 兆 535 億円が確保されているほか、地方交付税総額は前年度を 3,073 億円上回る 18 兆 3,611 億円となりましたが、一方で、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債につきましては、7,859 億円減の 9,946 億円と制度の創設以降で最少となったところであります。また、本年 2 月 10 日に鹿児島県が発表した令和 5 年度予算案は、前年度比 2.3%増の 8,894 億 9,600 万円で 6 年連続の増額となっております。

歳入、歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組み、財源不足額をゼロとした上で、新型コロナウイルス感染症については引き続き、医療提供体制の確保と感染防止対策に取り組むこととし、基幹産業である農林水産業や観光関連産業、中小企業の稼ぐ力の向上、また、デジタル化や脱炭素化、子育て対策、物価高騰対策などを積極的に推進するための予算が計上されております。

初めに本町におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の皆様の日常生活や経済活動に大きな影響が出ており、一刻も早くこの事態を収束するべく、令和 5 年度も最優先、最重要課題として施策を進めてまいります。

本町の基本理念であります、子や孫へ希望あふれる未来を創りつなぐまちの実現に向けて、町の最上位計画であります第 2 次錦江町総合振興計画を着実に進めていくとともに、地方創生総合戦略などの各種計画の進捗状況や取組結果を検証しながら、町の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

今回、ご提案させていただきます、令和 5 年度一般会計予算総額は、前年度比 3 億 1,601 万 6 千円、5 %増の 66 億 3,540 万円となりました。性質別歳出予算の状況及び歳入予算の状況につきましては、別添資料のとおりとな

っております。税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、収納率の向上は極めて重要でございます。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをされながら、町税を完納していただく方々の納税意識を大切に、さらなる公平公正を保つ取組を強化してまいります。

それでは、令和5年度に取り組むその他の主な事業等につきまして、第2次錦江町総合振興計画の10の基本計画ごとにご説明申し上げます。

まず初めに、1.「想い」に共感し、つながるまちづくりについてですが、サテライトオフィス誘致につきましては、ご存じのように令和4年度で一気に4社の企業様に進出していただきました。それにより、雇用が生まれ、県内外から若者の移住やふるさとへのUターンなどの効果が出てきておりますことから、今後につきましても、進出していただいた企業様と錦江町の様々な課題解決に向けた取組にも着手していく予定でございます。ワーケーションにつきましては、屋上オフィスの整備により、働く環境の魅力アップを図るとともに錦江町独自の地域の課題解決につながるワーケーションを積極的に実施してまいります。

また、これまで取り組んできたワーケーションプログラムに、山村留学の要素を加えた「保育園留学」や「親子山村留学」を実施し、未来を託す子どもたちの育成及び親子でのファン獲得、そして、長期的な関係人口の創出につなげるとともに、将来的には移住の足がかりとなる取組を実施してまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品の豪華さやお得感で寄附を募るのではなく、町の取組や理念、寄附金の使い道などに共感していただける方々との関係を深め、関係人口の創出拡大を図ることを目的にこれまで取り組んでまいりました。

今後とも、寄附者の期待にこたえるべく、返礼品業者と協力し、町の魅力を発信するとともに、企業版ふるさと納税の活用など、更なるふるさと納税の新たな財源の確保に努めてまいります。

また、令和4年度からスタートいたしました「ふるさと住民制度」についても、ふるさと納税寄附者のみならず、錦江町の取組等に共感していただく方々にPRしてまいりたいと考えております。

町外に進学する学生に向けましては、新しく「錦江町でんしろう奨学金制度」を創設し、利子相当額は、町が全額補助するとともに、町が指定する交流プログラムや参加や帰郷、町内就職等の条件を満たせば、元金の一部または全額を補助し、子どもたちが学び、将来に挑戦したいと思える環境を整えてまいります。

また、少子高齢化が進んでいる本町におきまして、小学校児童数が減少していることから、令和4年度に小学校の在り方検討会を設置し、学校保護者地域の方々に錦江町立小学校の在り方について、ご検討いただき、提言書をご提出いただきましたので、今後の方向性について検討を行ってまいりたいと思います。

史跡、文化財につきましては、池田地区の正月伝統行事である「柴祭り」が、令和2年3月に文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択され、現地調査や調査委員会を経て、令和4年度に「錦江町池田の柴祭り調査報告書」が完成いたしましたので、今後は保存伝承について、池田地区の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

未来づくり専門員につきましては、4月から新たに1名の隊員が加わり、7名体制となります。本町で自分の夢や町の課題解決に挑戦しようとしておりますので、その実現に向けて、引き続き支援してまいります。

次に、**2.子どもたちが夢にチャレンジできるまちづくり**についてですが、教育におきましては本町の教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を推進するため、持続可能な開発目標SDGsを中核に捉え、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を十分発揮し、情報交換や人的、物的、文化的交流等を積極的に行いながら力強く進めてまいります。

学校教育につきましては、GIGAスクールの構想により整備した1人1台端末や電子黒板等の学校ICT機器のさらなる活用を進め、学力向上に努めるとともに、時代に即応した情報教育並びにモラル教育の充実にも努めてまいります。また、外国語教育の充実を図るため、児童生徒を対象とするイングリッシュ・デイ・キャンプの開催や町内の幼稚園、保育園等で英語教室を実施し、コミュニケーション能力並びに語学力の向上に努めます。

昨年度から積極的に推進しております、キャリア教育につきましては、限られた地域資源の中で「じぶんゴト」として課題を認識し、その課題に挑戦できる世界基準の人材を育成することを目的として、各世代が、段階的に学びに対応できるようプログラム化して事業展開しているところです。

幼少期におけるキャリア教育につきましては、自らの気持ちを表現する力やいろいろな「コト」に興味を持つ力を育てることを目的として、令和5年度におきましても継続してまいります。また、なりたいもの、やりたいことがある子どもたちが夢にチャレンジできる町、そして彼らを本気で応援できる町として、政策提言コンテストのアイデアについても、それぞれ事業化し、子どもたちに見える形で事業体験を行っていただきます。

令和5年度は、新たに都市部の高校生との交流を図るジュニアチャレンジ

事業を実施するとともに、引き続き小・中学生を対象としたプログラミングのICTワークキャンプやアニメワークショップを開催してまいりたいと考えております。

次に、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてですが、健康づくりの推進につきましては、全ての町民の皆様が心身ともに健康でいきいきと暮らせるよう、「第2期データヘルス計画」に基づき、これまでの取組を評価・検証しながら、疾病の予防対策を推進し、早期発見、早期治療及び高血圧等の生活習慣病重症化予防対策に重点を置いた事業を展開するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な支援対策に取り組み、町民が自ら積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、政府が感染症法上の位置づけを大型連休明けの5月8日以降、2類相当から5類に移行する方針を決定したことから、感染防止対策等について、国の動向を注視しながら、引き続き取り組んでまいります。

また、若年期からの口腔予防対策の大切さについての周知に努めるとともに、国が導入を検討している「国民皆歯科健診」の事業についても、歯周病と様々な疾病との関連性も学術的に証明されておりますので、導入に向けた検討を進めてまいります。

社会体育につきましては、従来の町民体育大会を昨年度から錦江町スポーツフェスタに一新し、スポーツ協会の各専門部による競技別大会とレクリエーション競技を中心の運動会を開催することで、多くの町民の皆様の参加をいただき楽しんでいただきました。

令和5年度には、「燃ゆる感動かごしま国体」が開催され、本町では10月15日に自転車競技ロードレースが開催されますことから、今年度のスポーツフェスタは、競技別大会のみの開催となりますが、引き続きスポーツをする機会やきっかけの場となるよう努めてまいります。かごしま国体の開催に向けましては、自転車ロードレースの関係市町並びに関係機関と連携を図りながら、準備を進めるとともに本年6月11日にデモンストレーションスポーツとして、「真向法体操」を開催し、本大会に向けた気運醸成と準備を進めてまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、コミュニティスポーツクラブの設立のために必要な支援を行い、クラブを中心としたスポーツ振興とスポーツを通じた地域づくりができる組織づくりを行います。

また、中学校の部活動の在り方として、まずは休日の部活動の段階的な地域移行を推進し、生徒にとって望ましい持続的な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、部活動地域移行準備委員会、さらには地域部活動推進協議

会を設置し、地域で子どもを育てる体制づくりを進めます。

肝属郡医師会立病院の再整備につきましては、令和7年度中の開院を目指し、令和5年度は実施設計に取り組むとともに、建設地の造成工事を実施することとしております。

地域公共交通につきましては、高齢者や交通弱者等の多様な移動手段を確保し、利便性の向上を図るため、コミュニティバスの再編拡充の検証を行うとともに、「マイナンバー活用型のあいりタクシー制度」の実証実験も並行して行い、令和6年度の本格運用を目指す考えでございます。

次に、**4.未来を託す子どもを育成するまちづくり**についてですが、小学生を対象にした「お仕事バイキング」や「夢発見プログラム、中学生を対象にした「アントレプレナーシップ教育」など、各世代に応じたキャリア教育を実施し、児童生徒の職業感、勤労感を育むとともに、自立した人生感を養う教育を推進してまいります。

公営塾につきましては引き続き無料とし、児童生徒の家庭学習の補完、基礎学力の向上を目指すとともに、これからの時代に必須となりますICTへの理解と子どもたちが主体的に情報を活用する能力を身につけることを目的に実施してまいります。また、高校生を対象として、進学を目的とした公営塾も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、**5.多様性を生かした農業によるまちづくり**についてですが、国内の農業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や経済発展に伴う食料需要の高まりに加え、コロナ禍における物流の混乱やウクライナ危機など、食料安全保障上のリスクが非常に高まっております。それらの対策を政府一丸となって継続的に講じていくため、昨年12月に、食料安全保障強化政策大綱が策定されました。この大綱は、食料安全保障の強化のための重点対策として、スマート農林水産業の実装の加速、農林水産物、食料の輸出促進の取組の加速化、みどりの食料システム戦略の推進などの生産基盤強化のための施策が盛り込まれております。

また、今年6月を目途に環境変化に合わせた農業政策を取りまとめ、令和5年度中には、国の農政の基本方針である、食料農業農村基本法改正案が国会に提出される予定とされております。本町におきましても持続可能な農業生産体制の構築に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、本年4月より農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、令和7年3月までに、地域の将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定

することが法定化されましたことから、農業委員会と連携し、関係機関とともに策定に着手してまいります。

これからの農業を担う人材の育成につきましては、新規就農者や後継者確保のための「農業次世代人材投資事業」などを活用し、生活支援や生産性向上に向けた設備の導入に対する助成を実施するとともに、スマート農業などの新たな技術の情報や学習の機会を提供してまいりたいと考えております。

また、多様な労働力を活用できる手段を確保するため、福祉と連携し、「活躍支援」を農業生産に活用できる仕組みを研究し、農業生産の維持につながるような施策を構築できればと考えております。

さつまいも基腐病などの疫病対策については、国、県とのプロジェクトチームでの実証・研究事業に引き続き参画するとともに、台風や寒波など、異常気象による農作物被害に備えた収入保険などへの加入促進、経営安定に向けた支援を継続してまいります。

畜産につきましては、輸入濃厚飼料などの経費の高騰により、厳しい経営が続いておりますことから、国、県や農協と連携し、各種事業の導入の支援を行ってまいります。

特に畜産飼料の自給の可能性調査として、粗飼料の反収量及び高栄養価が期待できる青刈りトウモロコシの生産・給餌による生育比較などの実証実験を行い、域内での飼料生産化に向けた提案を行ってまいります。

近年、家畜伝染病が猛威を振るっており、本年も鹿屋市の農場で鳥インフルエンザが発生するなど、いっどこで発生してもおかしくない予断を許さない状況が続いております。

これまでも、近隣市町や農協、肝属家畜防疫対策協議会と連携し、消毒ポイントの開設・運営など、持ち込ませない対策に全力を挙げてきましたが、今後も家畜疫病侵入防疫対策事業の実施などを引き続き実施し、防疫体制の徹底を進めてまいります。

林業につきましては、近年大規模伐採と未造林による荒廃化が問題となっていたため、その対策として、森林所有者の保全義務と所有権移転の際の事前届出を柱とする条例の制定を検討してまいりました。

また、森林学や法律学の専門家を交えた有識者会議を開催し、森林事業体との意見交換会や町内 10 か所で「まちづくり懇談会」を行い、その内容について、議論してまいりましたが、本年中のできるだけ早い時期に施行できるよう作業を急いでまいります。

また、森林の持つ公益的機能の維持、増進のための森林所有者の費用負担軽減のため、造林事業補助率の引上げや事業体への支援を森林環境譲与税を活用して行なってまいります。水産業につきましても、新型コロナウイルスの

影響による販売価格の低下や飼料、燃油等の価格高騰により厳しい経営が続いております。県漁協と連携して、環境整備事業等を支援するとともに、本年は養殖稚魚の導入実証などへの助成を行い、経営安定に向けた施策を検討してまいります。

次に、**6.「支えあい」を実感できるまちづくり**についてですが、各世代が助け合い、元気に暮らせる地域の実現のため、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者福祉計画など、各計画に基づき、高齢者、障がい者に加え、子育て世代、子どもなどの若年者の支援も含めた地域包括ケア体制の構築を念頭に進めてまいります。昨年度から、地域包括ケア体制の重要な役割として進めております、「地域ごとの生活支援を行う下駄ばきヘルパー制度」につきましては、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携をして検討を行っており、令和5年度も引き続き町民の方からのご意見もお聞きしながら、制度設計に向けた取組を行ってまいります。

「認知症フレンドリーコミュニティ」構築に向けた取り組みにつきましては、「認知症フレンドリーパートナー養成講座」や「ゆうゆうカフェ」など、継続的な開催を通じて、町民への普及・啓発を推進するとともに、町内事業者等との連携をさらに深めながら、まちづくりの取組を進めてまいります。

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりにつきましては、法に基づく国県の支援施策を活用しながら、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う地域づくりに努めてまいります。

また、様々な社会課題がのしかかり、生きづらさを感じている方々に対し、当事者の就労や社会貢献活動を支援する仕組みづくりもあわせて検討してまいります。

子育て支援につきましては、「子育て世代包括支援センター」を中心に妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を引き続き実施し、特に妊娠届出時により、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭を支援するため、出産、子育て応援交付金事業を導入するとともに、子育てのしやすい環境づくりを支援するため「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの権利擁護に努め、保育園や認定こども園などの施設と連携した子育てに関する情報を提供するため、母子健康手帳等のデジタル化に取り組めます。

自治会運営につきましては、人口減少、少子高齢化が一段と進行し運営が難しくなる中、自治会長さんを中心に地域自治力の連携強化に取り組んでいただいております。深く感謝しております。

今後も自治会長さんと連携を図りながら、自助、互助、共助の意識の醸成に努めてまいりますとともに、自治会活動につきましても、引き続き支援を

行ってまいります。

また、地域の活性化、労働力不足の解消や繁忙期における季節労働需要等の確保を図るとともに、組合雇用による安定的な雇用環境を整備することにより、地域内における若者の定住U I Jターン者等の移住の受皿としても設立を進めてきました「特定地域づくり事業協同組合」につきましては、7つの法人、2つの個人の9事業者で組合を設立する運びとなり、今月下旬に設立総会を開催することになりました。

今後は、4月に組合の法人登記を行い鹿児島労働局への労働者派遣事業者の届出を行った上で、6月から職員を募集し、事業を開始してまいります。

次に、**7.快適な生活環境のまちづくり**についてですが、空き家対策につきましては、これまで住居の解体と一体でないと、補助の対象にしていなかった倉庫等についても、令和5年度から空き家の敷地内にある倉庫等であれば補助の対象とし、町民の安心安全快適な住環境の整備を図ってまいります。

循環型社会の実現に向けて取り組んでおります再生可能エネルギー対策につきましては、田代支所に整備しました木質バイオマス発電の安定稼働に努めるとともに、国の2050年の脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの地産地消、地域産業の活性化、地域課題解決の連動、持続可能な地域社会の構築を図ってまいります。

道路整備などの公共事業につきましては、地域からのご要望も多数お寄せいただいているところですが、第2次総合振興計画や財政健全化等の整合性を図るとともに、緊急性や効率性等を考慮しながらご要望に応じてまいりたいと考えております。

本町の交通インフラの整備状況では、令和3年3月に大隅縦貫道（吾平大根占田代道路）の事業化が決定されました。新たな産業・経済や観光・防災に資する地域高規格道路として早期完成に向け令和3年度に「吾平大根占田代道路整備促進協議会」を立ち上げ、昨年6月に第1回の会合を開催し、用地・測量等がスムーズに進行できるよう、委員の皆様にご理解とご協力の要請を行ったところでございます。

また、本町が管理する道路につきましては、幅員狭小・視距不良路線等の計画計画的な新設改良工事を継続して実施してまいります。

あわせて子育て世代が住みなれた地域で安心して子育てができる住環境を整備し、子育て世帯の町内定住を図るため、旧土木事務所跡地に子育て支援住宅の整備を進めてまいります。

次に、**8.地域資源を活用した産業振興によるまちづくり**についてですが、

観光につきましては、コロナ禍において注目されたマイクロツーリズム「近場での観光」の取り組みを引き続き行い、本町の強みであるアウトドア体験の場を十分に活かし、「自然豊かなところへ」「小人数で」「近場で楽しく」という旅行者への観光資源の磨き上げに努め、繰り返し利用していただけるような取り組みを進めてまいります。

産学官の連携事業につきましては、引き続き鹿児島純心女子短期大学や民間企業、鹿児島市内の宇宿商店街振興組合等と連携し、産地商品の開発や産直フェアでの新たなマーケットの掘り起こしに向けた取り組みを行ってまいります。

また、農林水産事業者の皆様との連携をこれまで以上に強化し、イベント開催時の地元事業者の出店拡大や宇宿商店街振興組合の顧客を対象とした「産地見学ツアー」の実施等により、販路拡大を目指し、「儲かる観光」の実現を図ってまいります。

観光施設につきましては、令和5年度から、花瀬公園のプール施設を民間事業者の能力を活用した指定管理制度を導入するための予算を計上しており、利用者の満足度の向上や、自主事業による地域の活性化を期待するところでございます。

まちの案内の場を提供する、まちの駅につきましては、町内の民間事業所等のご協力をいただきながら、情報発信や人と人をつなぐ拠点の充実、おもてなしの地域づくりを目指しながら、交流人口の拡大を図ってまいります。

商工業につきましては、度重なる新型コロナウイルスの影響により大きな影響を受けておりますが、これまで国県の支援以外にも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種支援策を実施してまいりました。

今後も、商工業事業資金の利子補給、商工業者店舗等改修事業を引き続き実施するとともに、地元の商工業、商店街の活性化に向けて商工会と連携を図りながら取り組んでまいります。

「雇用支援組織の整備」として、特定地域づくり事業協同組合の設立を進めておりますが、次のフェーズとして、町内での起業を支援する組織の設立を進めてまいります。

具体的には、「自治体広域連携によるローカルベンチャー拡大推進事業」による、地方創生推進交付金を活用し、町内にローカルベンチャースクールを開設する準備を行ってまいります。本事業につきましては、地域おこし協力隊制度を活用し、都市部から錦江町内での事業継承や新たな産業の創出を目指す人材を公募し、優れた提案を採用して、その企業を支援するもので、これらを通じて町内資源の再構築や競争基盤の整備を図るものでござい

す。

本事業を進めることで、志ある移住者の獲得のみならず、町内産業の構造変化や事業継承などの推進につながるものと考えております。

次に、**9.地域の安全を守るまちづくり**についてですが、気象変動等の影響による急激な気象変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、町民の生命財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっております。

本町でも、令和2年6月に錦江町地域強靱化計画を策定したところであり、異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組んでまいりますとともに、国・県道の整備や河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

防災につきましては、令和3年11月に錦江町地域防災計画を見直し、災害対策基本法の規定に基づき、本町の防災、災害対策に関し、万全を期することとしております。

来年度におきましても、過去に整備いたしました、避難所の資材を活用し、災害を想定した訓練を引き続き実施するとともに、児童生徒の防災学習、自主防災組織の防災教育にも引き続き取り組んでまいります。

また、昨年度に引き続き防災行政無線の機器の更新及び機能強化を行い、適時的確な情報の発信に努めてまいります。

消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修を年次的に行い、地域住民の初期消火や消火訓練に活用しやすくする整備を進めてまいりますとともに、来年度は、本部配備の本部指揮車の更新を行います。

防犯につきましては、高齢化が進む中、独居老人世帯が多くなり、地域関で見守りに対する脆弱性の軽減を図るため、自治会内での見守りカメラの設置等の検討を行ってまいります。

次に、**10.情報共有による住民参加対話のまちづくり**についてですが、リニューアルされた町ホームページや昨年度開設したLINEアプリを活用し、町民への情報伝達手段の強化を図るとともに、新たにデジタル人材を活用し、マイナンバーカードを中心に、行政のデジタルトランスフォーメーションを推進してまいりたいと考えます。

また、各種会議の公開やまちづくり町民講座につきましても積極的に進めてまいります。

国民健康保険についてですが、国民健康保険事業につきましては、医療費削減の取組と、特定健診や各種検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療、生活習慣病の重症化予防対策等の取り組みの充実を図り、「相互扶助」の根幹を含め、今後も適正な財政運営に努めてまいります。

後期高齢者医療についてですが、後期高齢者医療事業につきましては、社会保障費や医療費の抑制を図るため、国保や後期、介護部門が一体となり、令和4年度から実施しております、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」により、効率的な事業展開を図ってまいります。

介護保険についてですが、介護保険事業につきましては、令和5年度は、「第8期介護保険事業計画」の最終年度でありますことから、計画に沿った着実な事業の推進と次期計画の策定を進めてまいります。

簡易水道事業についてですが、町民の皆様へ安全安心な飲料水を供給するため、2施設等の維持管理を適切に行い、あらゆる事態に迅速に対応できるよう取り組んでまいりますとともに、同事業につきましては、国から令和5年度までの公営企業会計への移行が求められておりますことから、その準備を進めてまいります。

農業集落排水事業についてですが、農業集落排水事業につきましては、年間の加入戸数は、過疎化、高齢化により減少していることから、令和4年度に策定しました、維持管理適正化計画に基づき、公共用水域、水質保全に努めるとともに、住民の快適な生活を支えるため、適切な維持管理や効率的な改築更新に努めます。

以上、今後の行財政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。
厳しい財政状況下ではありますが、町民の皆様の安心安全を守る施策に取り組む、また、新たなニーズにも迅速に対応できる体制づくりと町民の皆様の生活の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

このため、働き方に配慮しながら、絶えず事業の見直しを行い、課題に挑戦し続ける精神を忘れず、持続可能な財政運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

町民の皆様並びに議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

以上、令和5年度の施政方針を申し上げます。

	<p>議会の皆様におかれましては、予算案並びに関連する議案につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。お諮りします。</p> <p>議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号の 7 議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と言う者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 21 号、令和 5 年度錦江町一般会計予算について、議案第 22 号、令和 5 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第 23 号、令和 5 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第 24 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、議案第 25 号、令和 5 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、議案第 26 号、令和 5 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、議案第 27 号、令和 5 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算についての 7 議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。</p> <p>3 月 16 日の会議は、日程の都合により特に午前 9 時に繰上げて開くことにします。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、16 日でありますので、申し添えておきます。</p>
	散会 13:52